

## 雲南市社会福祉法人設立事前審査基準

雲南市社会福祉法人設立認可審査要綱（以下「審査要綱」という。）第3条第2項に基づき、雲南市社会福祉法人設立事前審査基準を次のとおり定める。

### 第1 設立協議を行う社会福祉法人が経営する事業

審査要綱第2条第1項の規定により、設立協議をする社会福祉法人（以下「協議法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなくてはならないこと。

なお、法人は法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業に支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

#### 1 社会福祉事業

- (1) 当該協議法人が行うこととしている事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生活困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいできているので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。
- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみを行うこととしている協議法人の設立認可は、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績、事業計画等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。

- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみを行うこととしている協議法人の設立認可は、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

## 2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く。）
- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保険・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
  - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
  - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
  - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
  - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
  - カ 子育て支援に関する事業
  - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
  - ク ボランティアの育成に関する事業
  - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
  - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該協議法人の行うこととしている社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該協議法人の行うこととしている社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであつても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときには、当該協議法人が行うこととしている社会福祉事業又は公益事業に充てること。

## 3 収益事業

- (1) 当該協議法人が行うこととしている社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。以下(3)において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 13 号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人設立後の定款（以下、「予定定款」という。）上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該協議法人が行うこととしている社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該協議法人の行うこととしている社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないこと。
- (5) 当該事業は、当該協議法人の行うこととしている社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。

## 第 2 法人設立のための組織運営

### 1 設立準備会

法人設立の認可を受けようとする者は、法人を設立するための組織（以下「設立準備会」という。）を設置していること。

### 2 設立準備会の会則

設立準備会は、会則を有しており、かつ、その会則は、「社会福祉法人設立準備会会則例」に基づいて制定されていること。

### 3 設立準備会の役員

#### (1) 役員

ア 関係行政庁の職員が設立準備会の役員となることは法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。

イ 所轄庁退職者が役員に就任する場合には、設立準備会における役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、

所轄庁においては、設立準備会との関係において適正な退職管理を確保すること。

ウ 実際に設立準備会の運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。

エ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、役員になることは適当でないこと。

オ 次に掲げるものは、役員となることはできないこと（法第 40 条第 1 項及び第 44 条第 1 項）。

（ア） 法人（同項第 1 号）

（イ） 成年被後見人又は被保佐人（同項第 2 号）

（ウ） 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）

（エ） （ウ）に該当するものを除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）

（オ） 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）

カ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、役員となることはできないこと。

## (2) 委員

ア 委員は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に設立準備会運営に参画し、その職責を果たし得る者であること。

また、責任体制を明確にするため、委員の中から委員長を選出すること。

イ 委員のうちには、次に掲げる者が含まなければならないこと（法第 44 条第 4 項）。

（ア） 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第 1 号）

（イ） 当該協議法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第 2 号）

ウ 委員は 6 人以上でなければならないこと（法第 44 条第 3 項）。

エ 委員には、委員本人を含め、その配偶者及び 3 親等以内の親族その他各委員と特殊の関係のある者（以下エにおいて「委員の親族等特殊関係者」という。）が委員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならないこと（法第 44 条第 6 項及び施行規則第 2 条の 10）。ただし、委員の親族等特殊関係者の上限は 3 名であること。

(3) 監事

ア 監事は、設立準備会の委員及び職員を兼ねることができないこと。

イ 監事には、次に掲げる者が含まれなければならないこと（法第44条第5項）。

（ア） 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）

（イ） 財務管理について識見を有する者（同項第2号）

ウ 監事は、2名以上でなければならないこと（法第44条第3項）。

エ 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。

オ 監事には、公認会計士又は税理士を登用するのが望ましいこと。

4 設立準備会の会議

(1) 会議は、会則に基づき開催され、要議決事項が審議されていること。

(2) 会則に基づき、会議の議事録が整備されていること。

第3 法人設立後の組織運営

1 役員等就任予定者

(1) 関係行政庁の職員が評議員就任予定者又は役員就任予定者になることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。

(2) 所轄庁退職者が評議員就任予定者又は役員就任予定者となる場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。

(3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員就任予定者又は役員就任予定者として名目的に選任することは適当でないこと。

(4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、評議員就任予定者又は役員就任予定者となることは適当でないこと。

(5) 次に掲げる者は、評議員就任予定者又は役員就任予定者となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。

ア 法人（同項第1号）

イ 成年被後見人又は被保佐人（同項第2号）

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）

エ ウに該当するものを除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）

オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）

- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員就任予定者及び役員就任予定者となることはできないこと。

## 2 評議員就任予定者

- (1) 評議員就任予定者については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、当該協議法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任されている限り、制限を受けるものではないこと。
- (2) 評議員就任予定者は、協議法人の役員就任予定者又は職員採用予定者を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。
- (3) 評議員就任予定者には、各評議員就任予定者又は各役員就任予定者の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員数人予定者又は各役員就任予定者と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条の7及び第2条の8）。
- (4) 評議員就任予定者の数は、理事就任予定者の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。

## 3 理事就任予定者

- (1) 理事就任予定者は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に設立後の法人運営に参画し、その職責を果たし得る者であること。  
また、理事就任予定者の中から理事長就任予定者を選出すること（法第45条の13第3項）。
- (2) 理事就任予定者のうちには、次に掲げる者が含まなければならないこと（法第44条第4項）。
- ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
- イ 当該協議法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）

ウ 当該協議法人が施設を設置することとしている場合にあっては、当該施設の管理者就任予定者（同項第 3 号）

- (3) 理事就任予定者は、6 人以上でなければならないこと（法第 44 条第 3 項）。
- (4) 理事就任予定者には、理事就任予定者本人を含め、その配偶者及び 3 親等以内の親族その他各理事就任予定者と特殊の関係のある者（以下(4)において「理事就任予定者の親族等特殊関係者」という。）が理事就任予定者の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならないこと（法第 44 条第 6 項及び施行規則第 2 条の 10）。ただし、理事就任予定者の親族等特殊関係者の上限は 3 名であること。

#### 4 監事就任予定者

- (1) 監事就任予定者は、当該協議法人の理事就任予定者、評議員就任予定者及び職員採用予定者を兼ねることはできないこと（法第 40 条第 2 項及び同第 44 条第 2 項）。
- (2) 監事就任予定者には、次に掲げる者が含まれなければならないこと（法第 44 条第 5 項）。
  - ア 社会福祉事業について識見を有する者（同項第 1 号）
  - イ 財務管理について識見を有する者（同項第 2 号）
- (3) 監事就任予定者は、2 名以上でなければならないこと（法第 44 条第 3 項）。
- (4) 監事就任予定者には、各役員就任予定者の配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員就任予定者と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第 44 条第 7 項及び施行規則第 2 条の 11）。
- (5) 監事就任予定者には、公認会計士又は税理士を登用するのが望ましいこと。

#### 5 会計監査人

- (1) 会計監査人就任予定者は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第 45 条の 2 第 1 項）。

また、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人就任予定者となることができないこと（同条第 3 項）。具体的には、公認会計士法第 24 条又は第 34 条の 11 の規定により公認会計士又は監査法人が当該協議法

人の役員就任予定者等となっている場合については、会計監査人就任予定者となることができないこと。

## 6 その他

(1) 予定定款において、評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時業議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、「4年」を「6年」まで伸長することができること（同項ただし書き）。

ただし、予定定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。

(2) 予定定款において、役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること。ただし、その任期を短縮することも可能であること（法第45条）。

(3) 予定定款において、会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。

## 第4 法人設立後の資産等

### 1 資産の所有等

#### (1) 原則

協議法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有することが確実に見込まれること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けることが確実に見込まれること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は貸借権を設定し、かつ、これを登記することが確実に見込まれること。

#### (2) 特例

##### ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号、老発第599号厚生省社会・援



護局長、老人保健福祉局長連名通知) に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知) に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知) に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知) に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用者定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知) 第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

- (3) 事業を行うために直接必要な物件の所有を予定している場合にあつては、当該物件の所有に要する全ての経費の確保が確実に見込まれること。
- (4) 事業を行うために直接必要な物件を国若しくは地方公共団体からの貸与等を予定している場合にあつては、当該貸借に要する経費の確保が確実に見込まれること。

- (5) 不動産の一部を国又は地方公共団体以外の者からの貸与を予定している場合にあつては、当該貸借に要する経費の確保が確実に見込まれること。

## 2 資産の区分

協議法人の資産区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

### (1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第 30 条に規定する雲南市長の承認を受けなければならない旨を予定定款に明記していること。

イ 社会福祉施設を經營しようとする協議法人にあつては、整備しようとするすべての施設についてその施設の用に供する不動産を基本財産とする旨を予定定款に明記していること。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産を国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けることとしている場合にあつては、1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有することが確実に見込まれること。

ウ 社会福祉施設を經營しない協議法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有することが確実に見込まれること。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該協議法人の安定的運営が図られるものとして雲南市長が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」という。）の經營を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の經營を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 671 号、社援第 2030 号、老発第 629 号、児発第 733 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有することになっていること。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

## (2) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産とする旨を予定定款に明記していること。

イ その他財産として、法人及び施設運営に必要な資産を有することが確実に見込まれること。

ウ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

## (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理することになっていること。

ただし、事業規模の小さい公益事業については、当該協議法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

## 3 資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でないこと。

ア 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）

- イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ア 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- イ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ウ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付き財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

#### 4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を予定定款に定める場合には、社会福祉法人その他社会福祉事業を行うもののうちから選定するようにしなければならないこと。なお、協議法人において、予定定款で社会福祉法人に限定することは問題ないこと。

#### 5 法人及び施設運営資金等の確保の状況

##### (1) 法人及び施設の運営資金

設立後の理事会開催経費等の法人運営資金及び施設運営資金の確保が確実に見込まれること。

##### (2) 借入金償還金の確保

独立行政法人福祉医療機構等から事業を行うために直接必要な物件の所有に要する経費の借入を予定している場合には、当該借入金に係る償還金の確保が確実に見込まれること。

## 第5 設立準備会の会計処理

### 1 設立準備会会計の設置

設立準備会に設立準備会会計を設けること。

### 2 経理規程の整備

(1) 設立準備会に経理規程を設けること。

(2) 設立準備会の経理規程は、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に基づき、会計処理に必要な事項について策定すること。

3 設立準備会の会計処理は、当該経理規程に基づいて行うこと（設立準備会の通帳を有し、小口現金以外の入出金は、その通帳を通して行うこと。）。

## 第6 法人設立に関する規程の整備

設立準備会は、設立準備会会則及び設立準備会経理規程のほか法人設立に必要な規程を整備していること。

## 第7 法人設立の事前協議に必要な書類

社会福祉法人の設立協議に当たっては、「雲南市社会福祉法人設立協議書」のほか、「社会福祉法人設立協議書添付書類一覧」に掲げる書類を添付すること。

### 附 則

この審査基準は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に協議のあったものについて適用する。

### 附 則

この審査基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に協議のあったものについて適用する。